



なら消費者ねっとニュース

総会報告号
2020年7月

発行 特定非営利活動法人なら消費者ねっと

奈良市恋の窪1丁目2-2 奈良県生活協同組合連合会内 Tel: 0742-34-3535 Fax: 0742-34-0043

発行責任者 北條 正崇 HP <http://www.narasn.org/>



2020.6.13(土) 第5回通常総会を開催しました

6月13日、なら消費者ねっとは第5回通常総会を開催しました。新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、集合型の総会は規模縮小型に切り替え、書面議決または委任による採決を中心とした異例の総会運営となりました。また総会案内や議決権行使受付も電子メールを活用して行ったため、総会議案書は印刷版をお届けできませんでした。会員の皆様には改めて本誌をもって総会報告とさせていただきます。

総会開催日：2020年6月13日(土) 11:00-12:00

開催場所：やすらぎ法律事務所会議室(奈良市)



↑ 奈良市内で開催した総会。マスク着用、飛沫飛散防止のアクリル板設置をして議事を行いました。

総会開催にあたってのご挨拶

理事長 北條正崇

新型コロナウイルスの感染状況は4月と比べてかなり落ち着いてきた様子ですが、今年の通常総会は、必要最低限の者だけが会場に出席し、会員の皆様には委任状や書面票決をお願い致しました。皆様にはご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。無事に総会を終えることができました。

引き続き新型コロナウイルスの感染防止に気をつけながら徐々に活動を増やしていきたいと考えております。当法人の最大の課題となっている適格消費者団体の認証を受けることについて、これまで目標時期に明確に触れることはありませんでしたが、今年度の事業計画では、2022年という目標を掲げました。皆様には引き続きご協力を頂きますようお願い申し上げます。



2019年度の活動ふりかえり

■学習会・研修会や出張講座の開催、意見書の提出、他機関との連携など、多岐にわたる充実した取組みを行うことができました。権利保護事業についても継続的に取り組むことができました。

■消費者に関心の高い広告表示をテーマに学習講演会を実施しました。また、全国公正取引協議会連合会より講師をむかえ役員会員研修会を開催、景品表示法と公正競争規約について学ぶとともにこれまで接点の少なかった事業者団体との交流の機会ともなりました。金銭教育出前講座は障がいのある方向けに大人版として実施、奈良女子大学の消費者法講座への企画協力も行うなど、新たな企画を通して情報や知識を伝えよう対象層の幅が広がりました。

■7月に消費相談員連絡会の研修に参加し、情報交流の機会を得ました。今後、団体訴訟制度と当団体の活動を地域消費者に広く知らせ多くの情報が寄せられるような取り組みが必要となります。

■消費者の権利保護事業は、今年度新たに取り扱った事案は3件で、事業者側の改善に至ったのが1件、改善姿勢を示したものが2件でした。2013年スタート時から通算で18事案の検討に取り組みましたが、国や諸機関への要望書を除くと事業者への改善申し入れは12件となりました。

2019年度 主な活動

① 消費者問題に関わる意識啓発・教育事業			
総会記念企画	6/8	学習講演「今どきの広告の読み方」講師：公正取引委員会	54
①学習講演「今どきの広告の読み方」 講師：赤土篤志氏（公正取引委員会近畿中国四国事務所） 公取の役割と独占禁止法の説明、景品表示法のあらましと広告表示のルールについて詳しく解説していただきました。			
②活動報告 ○コインパーキングしらべ（無人駐車場の看板調査） ○事業者への改善要請（新聞購読契約・銀行カードローン利用規約） ◆共催：奈良県・奈良県生活協同組合連合会			
公開研修企画	12/3	「公正競争規約を学ぶ」講師：全国公取協連合会	16
	○講師：一般社団法人全国公正取引協議会連合会 会長代行 糸田省吾氏、事務局長 小出明夫氏 ○公正競争規約は、景表法施行時よりスタートした表示等に関する事業者間の申し合わせ。現在 77 品目の規約があり、虚偽誇大な広告や過大景品によるアンフェアな販売競争を避け、消費者の信頼を得ることができる。同業者による調査・チェックで誤認表示を排除、表示を適正化することで、消費者は自主的合理的選択を確保できる。公正マークや会員証の提示をしている。景表法運用には表示連絡会など消費者も参加できる機会もあり、参画することがたいせつであることなどが紹介されました。		
イベント出展	7/27	橿原市主催「夏休み！ぐるっと東竹田探検隊」出展	37
	○橿原市主催「夏休み！ぐるっと東竹田探検隊」に出展。 ○会場：奈良県橿原総合庁舎他橿原市内東竹田地区 ○クリアファイルで作るねっとオリジナルの宝箱財布づくりを実施。会場内の他店で作った免許証入れにもなると好評。		
イベント出展	12/1	HUG ² まつり参加*	多数
○奈良市ボランティアインフォメーションセンター主催 2019年度「HUG ² まつり」に出展 ・会場：同センター2階ブース ・内容：ねっとオリジナル宝箱財布づくり 33件 トラブルアンケート2018 15件回収			
出前講座	2/16	就労支援センターコンパスの交流会	15
	○会場：三笠公民館 ○参加者：利用者と支援者・関係者合わせ 15名 ○企画内容：大人版お金のひみつとつかいかた（主に知的障がいのある方対象のプログラム） ・「お金と上手につきあうには」お金の流れやスマホ決済の注意点を中心に解説。おかねのクイズのコーナーも。 ・自由歓談では 参加者が生活の中で真剣に金銭の扱いについて考えておられ、キャッシュレス化の進行でカードの取り扱いやクレジット決済などに不安を感じる人が多いことがわかりました。		
講師派遣	7/27	消費生活相談員レベルアップ研修	40
○奈良県消費生活相談員連絡会の研修に講師として参加。			
①「なら消費者ねっとの取り組みについて」 団体の概要、設立の背景と経過、4つの事業の概要について紹介			
②「事業者に対する申し入れ活動について」北條理事長 申し入れ活動の意義と団体訴訟制度について。これまでの具体的な申し入れ事案の紹介と取り扱い事案について情報提供のお願い			
③質疑：新聞購読契約事案についての意見、飲食店のルール、ポストイングちらしなどについての情報提供など貴重な意見を頂きました。			

○奈良女子大学の消費者法アクティブラーニング型講演会（連続2回）に企画協力し講師を派遣。

①第1回（12月5日）

- ・団体概要紹介・講話：高齢者の消費者被害について（北條理事長）
- ・ケーススタディ（皐月理事）：スマホゲームの課金、高齢女性 性の着物次々販売の事例についてグループワーク。

②第2回（12月19日）「消費者に分かりやすい電子広告について考える」「啓発講座をつくろう」

② 消費者問題に関わる提言事業

懇談行政	県行政との意見交換会	—	第6回奈良県消費者行政懇談会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
発信意見	パブリックコメント等の提出	10/8	消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書に関する意見
等委員会参加	内閣府個人情報保護委員会	11/11	個人情報保護法タウンミーティング 参加
	奈良県	11/14	奈良県後発医薬品安心使用促進協議会 委員出席
	奈良県	1/29	奈良県消費生活審議会 委員出席

③ 消費者の権利を保護する事業

<p>【コインパーキングの違約金条項】 2018/12~2019/5 事業者：無人コイン駐車場運営会社 対象法：景表法第5条 民法9条 消契法10条</p>	<p>問題点：長時間駐車に対し1日5万円から上限20万円までの違約金を請求するとの利用規約があるが看板に注意喚起表示がない。不正車両は撤去処分をするとの条項あり。 是正要請：①看板に48時間以上駐車注意喚起②撤去処分の条項削除③違約金の減額の3点を要請。 経過：①2019/2/1 申入書送付 ②2/22 回答書を受領 ③/23 回答書に対する見解（回答書）送付 ④5/14 再回答書受領 結果：改善を検討と回答あり活動終了。</p>
<p>【別荘地の管理会社変更後の管理費請求】 2019/8~2020/3 事業者：別荘地管理事業者 対象法：民法（請求権のないものを請求できない原則）</p>	<p>問題点：20年以上前に購入した別荘地の管理を委託している業者が倒産し、営業譲渡した管理業者が管理費を支払うよう請求。土地所有者の同意なく管理契約は引き継がれないはずであり管理費の支払い義務はないにもかかわらず、あたかも義務があるかのような文言で督促をしている。 是正要請：管理契約を締結していない消費者への請求書送付中止 経過：①2019/8/29 申入書を送付 ②9/27 付回答書を受領 要請に正面から答えるものでないため回答に反論し再申し入れすることに③12/23 再申入書（反論書）送付。2/7までに反論なき場合は要請を受け入れたものとみなす旨を付言。④期日までに回答なく要請を承諾したとみなし活動を終了。3/2 付終了通知送付 結果：活動を終了</p>
<p>【結婚式場のキャンセル料】2019/8~2020/3 事業者：結婚式場 対象法：消費者契約法9条など</p>	<p>問題点：結婚式場を1年5か月後に契約し申込金10万円を支払った。挙式日の1年10日前にキャンセルしたが、規定により申込金10万円も取られた上に実費81000円を追加で請求された。業者規定は150日以上前のキャンセル料を「申込金10万円+実費」としている。中途解約料として高額であり、実費の中身も不明。 是正要請：(1)約款第7条の取消料について①結婚式等当日より起算して1年前までは、申込金を含めて一切の料金を徴収しない②結婚式等当日より起算して180日前までは、実質的な損害以外の料金を徴収しない③請求額の全額を徴収するのは、挙式予定日の前日ないし当日に限る——ように基準を見直すこと。(2)申込み後一定期間の取消可能期間を定める旨の規定をもうけること。 経過：①8/29 現在使用中の規約について「お問合せ」を送付した。②9/6 付けで「回答書」を受領。現行規約に変更なし ③9/27 申入書を送付 ④12/23 改善の意向を示す回答書を受領 ⑤2020/1 改善の具体化委について電話で問い合わせるも連絡応答なし ⑥3/2 改善結果報告を求める活動終了通知および2015年度版キャンセル料に関する事業者への法令遵守要望書を送付した。 結果：改善の意思表明あり活動終了。</p>
<p>【託児利用の事業者責任免除】2019/12~2020/1 事業者：保育室 対象法：消契法8条1項1号同3号同4号及び同法第10条</p>	<p>問題点：一時保育の利用に当たり「けが等の場合、当社契約の保険会社の支払保険金額以上を損害額として請求しない」「保育中の病気発生に関して一切異議を申し立てない」などを内容とする同意書に同意することが条件となっている。 是正要請：事業者責任を一部または全部免除する項目をすべて是正すること 経過：改善について相談の連絡あり。相談の結果、同意書の使用そのものを中止するとの意思を表明された。これを受け活動を終了した</p>

第5回通常総会 当日の議事結果

出席合計 43 名 実出席 5、書面議決 37、委任 1。

議長：北條正崇理事長を議長

議事録署名：中野素子氏（理事）、船内智子氏（理事）

採決結果は以下のとおり。

第1号議案 2019年度事業報告及び決算報告並びに監査報告の件
賛成多数により可決承認

第2号議案 2020年度事業計画及び活動予算案承認の件
賛成多数により可決承認

なら消費者わっと組織の状況(2020年3月31日)

①会員数：103名 正会員 82（団体8、個人74）
賛助会員 21（団体4、個人17）

②役員構成：理事 15名 監事 2名

2020年度の活動計画

○デジタル化の進展、インターネット市場の拡大などの社会情勢の変化のなか、高齢者を中心に消費者トラブルの絶えない状況が続いています。民法（債権法）の改正への対応、成年年齢の引下げへの備えなども必要ですが、今年度は新型コロナウイルスの影響により、多くの国民がこれまでに経験したことのないような社会経済環境の激変、消費者契約への影響、消費者トラブルの増加等への対応が求められます。

○引き続き重点課題として、高齢者や若者を中心とした消費者教育・啓発事業、消費者行政や他の機関との連携の強化、適格消費者団体の認証に向けての準備に取り組んでいきます。活動はコロナ後の社会情勢に留意しつつすすめます。法律家や相談現場とも連携し、便乗商法による虚偽・誇大広告や高齢者被害に対応した情報発信と学習に努めます。

○昨年度の全国公取協連合会の研修会や奈良県家電組合との交流を踏まえ、事業者と消費者のコミュニケーションに努めます。営業自粛や規制が続く厳しい環境下でも誠実に消費者と向き合う事業者を評価し応援する視点も大切にします。

○提言事業では奈良県消費者行政との懇談会開催する他、消費生活に関わる意見発信を行います。

○これまで多くの支援を受けながら事業者への申入れを重ねてきた実績を踏まえ、2022年に適格消費者団体の認証を受けることを目標に掲げます。今年度は認証のための基盤整備の年とします。

・事業者等への是正申入れ活動は専門委員会を設置して行い、解決2件以上を目標とします。

・消費生活相談員との連携を強めます。トラブル事案等の情報交流を行い、相談現場から当法人の取り組みがよく見え活用してもらえるようにしていきます。調査や事案検討活動へ相互の協力関係づくりをすすめます。

・消費者権利保護事業や団体訴訟制度の広報を行い、団体の取り組みについて地域社会の理解と賛同、支援を広げます。

2019年度決算

(2019年4月1日～2020年3月31日)

科目		決算額
I 経常収益		
1	受取会費	369,000
2	受取寄付金	610,225
3	受取助成金等	0
	施設等受入評価益	0
	受取民間助成金等	200,000
	受取国庫等補助金	0
4	事業収益	0
	奈良県消費者利益擁護	0
	その他事業	60,000
5	その他収益	20
	受取利息	20
経常収益計		1,239,245
II 経常費用		
1	事業費	0
	印刷製本費	14,325
	施設使用料等	14,170
	諸会費	0
	支払い報酬料	183,000
	活動旅費	12,380
	消耗品費	6,048
	通信運搬費	52,094
	雑費	10,368
事業費計		292,385
2	管理費	0
	印刷製本費	7,339
	理事会交通費	33,350
	事務用品費	0
	通信運搬費	93,572
	雑費	25,548
管理費計		159,809
経常費用計		452,194
当期正味財産増減額		787,051
前期繰り越し正味財産額		2,771,651
次期繰り越し正味財産額		3,558,702

2020年度予算

(2020年4月1日～2021年3月31日)

科目		予算(円)
I 経常収益		
1	受取会費	500,000
2	受取寄付金	0
3	受取助成金等	0
	施設等受入評価益	0
	受取民間助成金等	0
	受取国庫等補助金	0
4	事業収益	0
	県委託事業等	0
	その他事業	30,000
5	その他収益	0
	受取利息	0
経常収益計		530,000
II 経常費用		
1	事業費	0
	印刷製本費	55,000
	施設使用料等	25,000
	諸会費	0
	支払い報酬料	100,000
	活動旅費	130,000
	消耗品費	10,000
	通信運搬費	55,000
	雑費	5,000
事業費計		380,000
2	管理費	0
	印刷製本費	10,000
	理事会交通費	30,000
	事務用品費	5,000
	通信運搬費	100,000
	雑費	15,000
管理費計		160,000
経常費用計		540,000
当期正味財産増減額		-10,000
前期繰り越し正味財産額		3,558,702
次期繰り越し正味財産額		3,548,702

